

ここに掲載の情報は、平成22年度税制改正における自動車重量税・自動車取得税の特例措置の対象となる自動車の一覧をまとめたものです。特例措置の内容は下記のとおりです。

## 記

### <自動車重量税及び自動車取得税の特例措置の内容>

対 象：①電気自動車(燃料電池自動車を含む)

②天然ガス自動車

A) 車両総重量3.5t以下…低排出ガス車認定制度(平成17年基準値)により

低排出ガス車認定75%低減レベル(☆☆☆☆)を受けている自動車

B) 車両総重量3.5t超…低排出ガス車認定制度(平成17年基準値)により低排出ガス車認定

NOx10%低減レベル(重量車☆(NOx))を受けている自動車

③プラグインハイブリッド自動車

④ハイブリッド自動車

A) 車両総重量3.5t以下…低排出ガス車認定制度(平成17年基準値)により

低排出ガス車認定75%低減レベル(☆☆☆☆)を受けているもので、

かつ燃費基準を+25%以上達成している自動車

B) 車両総重量3.5t超…低排出ガス車認定制度(平成17年基準値)により低排出ガス車認定

NOx又はPM10%低減レベル(重量車☆(NOx又はPM))を受けているも

ので、かつ重量車燃費基準を達成している自動車

⑤ディーゼル自動車

A) 車両総重量3.5t以下…平成21年自動車排出ガス規制に適合している自動車

(クリーンディーゼル乗用車)

B) 車両総重量3.5t超…a)平成21年度自動車排出ガス規制に適合しているもので、

かつ重量車燃費基準を達成している自動車

b)低排出ガス車認定制度(平成17年基準値)により

低排出ガス車認定NOx又はPM10%低減レベル(重量車☆(NOx又はPM))

を受けているもので、かつ重量車燃費基準を達成している自動車

⑥車両総重量2.5t超3.5t以下のトラックバス等

A) ディーゼル自動車…平成21年度自動車排出ガス規制に適合しているもので、

かつ平成27年度燃費基準を達成している自動車

B) ガソリン自動車…a)低排出ガス車認定制度(平成17年基準値)により

低排出ガス車認定75%低減レベル(☆☆☆☆)を受けているもので、

かつ平成27年度燃費基準を達成している自動車

b)低排出ガス車認定制度(平成17年基準値)により

低排出ガス車認定50%低減レベル(☆☆☆)を受けているもので、

かつ平成27年度燃費基準を達成している自動車

⑦低燃費かつ低排出ガス認定自動車

- a) 低排出ガス車認定制度(平成17年基準値)により低排出ガス車認定75%低減レベル(☆☆☆☆)を受けているもので、かつ燃費基準を+25%以上達成している自動車
- b) 低排出ガス車認定制度(平成17年基準値)により低排出ガス車認定75%低減レベル(☆☆☆☆)を受けているもので、かつ燃費基準を+20%以上達成している自動車
- c) 低排出ガス車認定制度(平成17年基準値)により低排出ガス車認定75%低減レベル(☆☆☆☆)を受けているもので、かつ燃費基準を+15%以上達成している自動車

※ 燃費基準・・・ガソリン自動車・LPG自動車：平成22年度、ディーゼル自動車：平成17年度

※ 重量車燃費基準・・・平成27年度

減免内容：

対象車両	重量税	取得税	
		新車	中古車
① 電気自動車(燃料電池自動車を含む)	免税	免税	2.7%軽減
② 天然ガス自動車 A 車両総重量3.5t以下:☆☆☆☆ B 車両総重量3.5t超 :重量車☆(NOx)	免税	免税	2.7%軽減
③ プラグインハイブリッド自動車	免税	免税	2.4%軽減
④ ハイブリッド自動車 (下記A以外でも⑦b)、c)に該当する場合があります)			
A 車両総重量3.5t以下:☆☆☆☆かつ燃費基準+25%	免税	免税	1.6%軽減(乗用車等) 2.7%軽減(バス・トラック)
B 車両総重量3.5t超 重量車☆(NOx又はPM)かつ重量車燃費基準達成			
⑤ ディーゼル自動車			
A 車両総重量3.5t以下 平成21排ガス規制適合(クリーンディーゼル乗用車)	免税	免税	0.5%軽減 *
B 車両総重量3.5t超			
a) 平成21排ガス規制適合かつ重量車燃費基準達成	75%軽減	75%軽減	3.5t超～12t以下:2.0%軽減 (H22年10月1日から1.0%軽減)** 12t超:1.0%軽減 *
b) 重量車☆(NOx又はPM) かつ重量車燃費基準達成	50%軽減	50%軽減	軽減措置なし
⑥ 車両総重量2.5t超3.5t以下のトラックバス			
Aディーゼル自動車 平成21排ガス規制適合かつ平成27年度燃費基準達成	75%軽減	75%軽減	1.0%軽減 *
Bガソリン自動車			
a)☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準達成	50%軽減	75%軽減	30万円控除
b)☆☆☆かつ平成27年度燃費基準達成		50%軽減	15万円控除
⑦ 低燃費かつ低排出ガス認定自動車			
a)☆☆☆☆かつ燃費基準+25%	75%軽減	75%軽減	30万円控除
b)☆☆☆☆かつ燃費基準+20%	50%軽減	50%軽減	15万円控除
c)☆☆☆☆かつ燃費基準+15%			

※ 自動車重量税は 税額の減免

※ 自動車取得税は 非課税又は税率の軽減

(中古車欄の軽減率は、自家用5%、軽・営業用3%に対する軽減率)

(中古車欄の控除額は、取得価額からの控除額)

※ 自動車取得税の軽減対象車のうち

\* の中古車は平成22年8月31日までの措置

\*\* の中古車は平成23年8月31日までの措置

適用期間：

<自動車重量税> 平成21年4月1日から平成24年4月30日まで

※ この期間内に、新規検査・継続検査・臨時検査・構造等変更検査・予備検査のいずれかの検査による自動車検査証の交付又は返付を最初に受ける場合に適用

<自動車取得税> 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

※ 平成21年4月1日登録・届出分より適用

## [ 注 意 事 項 ]

1. 本書は、電気自動車（燃料電池自動車を含む）・天然ガス自動車・プラグインハイブリッド自動車・ディーゼル自動車・ハイブリッド自動車（重量車バス・トラック）については、各メーカーをそれぞれの車種ごとに括り掲載しています。  
ハイブリッド自動車（普通/小型乗用車、小型貨物車、軽乗用車、軽貨物車）については、メーカーごとに掲載しています。  
また、低燃費かつ低排出ガス認定自動車については、メーカーごとに、登録車と軽自動車に分けて掲載しています。
  2. 型式指定番号は同一の通称名の中で、類別区分番号は同一の型式指定番号の中で、それぞれ昇順に記載しています。また、同一型式でも類別区分番号によっては燃費基準値を満たしていないものがあり、その場合には本書に掲載されていません。
  3. 車両型式欄の※印のついている型式は「構造A」（乗用車派生貨物車）を示します。
  4. 低燃費区分欄の「低燃費+15%」は燃費基準+15%以上達成している自動車を、「低燃費+20%」は燃費基準+20%以上達成している自動車を、「低燃費+25%」は燃費基準+25%以上達成している自動車を表記しています。
  5. 燃費基準とは、省エネ法に基づき定められている燃費基準をいいます。
  6. 排出ガス規制値に対して一定の低減レベルの達成が求められている自動車については、低排出ガス車認定制度に基づき国土交通大臣の認定を受けている必要があります。
  7. ガソリン自動車、LPG自動車及びディーゼル自動車の燃費基準値は、次頁のとおりです。
  8. 車両重量・車両総重量欄は、乗用車については「車両重量」を、乗用車以外については「車両総重量」を表記しています。
  9. 重量税額欄の税額は、自動車重量税が50%軽減・75%軽減される場合の軽減後の税額を、自家用3年と自家用2年（小型貨物車の場合は自家用2年と自家用1年）について表記しています。  
普通/小型乗用車の自家用1年と事業用の自動車、50%軽減・75%軽減で税額表記されていない自動車については、添付の税額表を参照して下さい。
- ※ この一覧表は平成22年2月までに国土交通省に届出されたものが掲載されており、3月以降追加となるものは、追加版として毎月作成(10日頃)します。
- ※ 国内で販売されている特例措置対象車両のうち、一部の輸入自動車等は本書に記載されていない場合もあります。